

平成29年3月定例会

一般質問通告書

久喜宮代衛生組合議会

組合に対する質問【平成29年3月14日（火）】

| | |
|--------|---------|
| 一般質問通告 | 第1号 |
| 質問者 | 猪股和雄 議員 |

（質問事項）

- 1 夜間、土日等における事務局への連絡方法はどうなっているか

（質問の要旨）

- (1) 衛生組合事務局は午後5時をもって留守番電話に切り替えられ、夜間や土日等にはいっさい連絡が付かないようになっている。
取り残しの苦情、また議員が緊急に連絡する必要がある場合など、急いで連絡をする必要が生じた場合に、どのように連絡したらよいか。
- (2) その連絡方法を、あらかじめ周知しておく必要があると考えるが、いかがか。（久喜市役所であれば守衛室を通して担当部署の責任者に連絡することも可能だが、現在、衛生組合はいっさい連絡する方法がない。）

（質問事項）

- 2 衛生組合の防災計画（市町と連携した災害時の対応の計画）を明らかにしていただきたい。

（質問の要旨）

久喜市の防災計画では、風水害、震災時に、衛生組合との連携を図ること、ごみ処理施設の緊急停止、処理施設の被害状況の把握調査、および復旧対策、災害によって発生したごみの実態調査、ごみ収集と処理計画の策定、人員と車両の確保、収集と処理を進めることが明記されている。

「ごみ処理基本計画」第4章6-3には、災害時に多量に発生する廃棄物の処理、広域的な支援体制、公共用地を活用した仮置き場の確保だけしか書かれていない。

- (1) その具体的な対応は衛生組合で行う（または市町と連携して）ことになるが、衛生組合としての対策計画、方針、またはマニュアルをどのように策定しているか。
- (2) それらを公表すべきであるが、いかがか。
- (3) それを、衛生組合解散後の、久喜市および宮代町の行政に引き継がなければならないが、現在までにどのような協議をしてきたかを明らかにされたい。

また、今後どのように進めるか、考え方を明らかにされたい。

| | |
|--------|---------|
| 一般質問通告 | 第2号 |
| 質問者 | 渡辺昌代 議員 |

(質問事項)

1 八甫清掃センター粗大ごみ処理施設火災について

(質問の要旨)

八甫清掃センター粗大ごみ処理施設火災について伺う。

- (1) 今回の火災については、予想されていない、火災がおこりづらい所が火災となったと聞いている。現にカメラの設置もされていない。視察の際の説明では、「原因不明」ということだったが、最新の情報ではどうか。
- (2) ベルトコンベア以外に何が燃えたのか。特定はしていると思われるが、その後の調査は行ったのか。
- (3) 再びこのような事故にならないために、原因を仮定した(予想した)今後の改善策が必要ではないか。伺う。
- (4) 今回のように火災の原因不明となったとき、費用負担のあり方はどのようになるのか。荏原製作所と組合が交わした契約、協定の内容を伺う。
- (5) 今回の火災現場での委託業者、市職員の初動消火活動、対応はどうであったのか、伺う。
- (6) 今回の事故を受け、最大の対策をしなければならないが、どのように考えているのか。また、対策を万全に講じたとしても、100%絶対に事故は起こらないということはないと考えられる。今回のように清掃ラインがストップしてしまうこと、ごみ処理機能が止まってしまうこともありうる。今後久喜市では、ごみ処理施設を一つに統合する計画が進んでいるが、様々な事を考慮すれば、一本化せずに八甫清掃センターは残しておいて、可能な限り、稼働させるべきと考える。現場を支えてきた職員として、ごみ行政を行っている方々の意見を伺う。

(質問事項)

2 廃自転車の売却について

(質問の要旨)

現在の久喜宮代衛生組合で取り扱う廃自転車の改善をすべきでは

- (1) 前議会で廃自転車の取り扱いが、各センターで違い、さらにシルバー人材センターとのやり取りを行っていないこともわかった。リサイクルの基本、再利用を進める観点から、廃自転車の活用をすべきと考えるが、いかがか。

(質問事項)

3 久喜市では、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画が出されたが、これについて
伺う。

(質問の要旨)

(1) 基本計画では、減量化・資源化目標が示された。最終処分量目標は、平成
44年までには、1,086トン以下、34%以上削減とされた。平成26年度を基
にした削減目標なので、実際には、進んでいる計画となるが、平成28年度
には、それに見合うだけの削減はされているのか。今後、組合解散までは、
どのような目標を持ち、進めるつもりか伺う。

(2) 最終処理場の現状と課題について

ア、 最終処理場の現在の利用状況について伺う。

イ、 現在の最終処理場が利用できる期間について伺う。

ウ、 法に基づいた自区内での最終処理計画を検討したのか伺う。

| | |
|--------|--------|
| 一般質問通告 | 第3号 |
| 質問者 | 新井兼 議員 |

(質問事項)

1 家庭系ごみ(生ごみ)の減量化の推進について

(質問の要旨)

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に謳う、家庭系ごみ(生ごみ)の減量化を推進する取り組みに関し、以下の点について伺う。

- (1) 生ごみ水切り器具等は無償配布し、アンケート調査を行う「水切りモニター制度」を定期的を実施することを提案したいが、衛生組合の見解を伺う。
- (2) 生ごみの水切り、食品ロス、生ごみの自家処理、生ごみ処理機の活用等によるメリットを家庭にも実感してもらえるPR方法が必要と考えるが、衛生組合の見解を伺う。

| | |
|--------|----------|
| 一般質問通告 | 第4号 |
| 質問者 | 成田ルミ子 議員 |

(質問事項)

1 ふれあい収集制度について

(質問の要旨)

- (1) ご高齢の方や障がいをお持ちの方で集積所にごみを出すことが難しい方を対象に戸別収集を実施している「ふれあい収集制度」ですが、平成24年からの、申請件数を地区別に。(参考で開始時の平成14年度の申請数も。)
- (2) 効果や問題点など、どのように捉えていますか。
- (3) 事業系ごみを出している小売店もご高齢の方が営んでいる場合が多くあります。事業系ごみではあるが、少量の場合は「ふれあい収集制度」のような特別な措置を考えていくべきと考えますがいかがが。

(質問事項)

2 エコバックの販売をしたらどうか

(質問の要旨)

久喜市民祭りでマイバック意識調査の謝礼でいただいたマイバックがシンプルで軽く使い勝手がよい。ノーレジ袋キャンペーンに協力いただいている店舗で販売したらいいと思いますがいかがでしょう。

| | |
|--------|---------|
| 一般質問通告 | 第5号 |
| 質問者 | 丸山妙子 議員 |

(質問事項)

1 八甫清掃センター粗大ごみ処理施設の火災について

(質問の要旨)

八甫清掃センターの粗大ごみ処理施設の火災に関し以下の点について伺う。

(1) 今後の対応

ア HP では早速、火災の原因となる可能性のある物などのごみの分別のお願いを記載していただいた。多くの住民により知らせて徹底するために今後どのように、具体的にしていくのか。

イ 作業の中で火災に繋がらないようにする改善案は。

(2) 今後の修繕の費用はどのくらいかかるのか。

(質問事項)

2 資源ごみの回収日の日程など変更から一年が経過、収集状況について

(質問の要旨)

(1) 資源ごみの回収日の日程などの変更から一年が経過、状況について伺う。

ア 取り残しの状況は。

| | |
|--------|---------|
| 一般質問通告 | 第6号 |
| 質問者 | 斉藤広子 議員 |

(質問事項)

- 1 八甫クリーンセンターの火災について伺う。

(質問の要旨)

- (1) なぜ全部の階にスプリンクラーが設置してないのか。
他の施設は、現在どうなっているのか。
- (2) 人の目で、直視するパトロール体制をとるべきだが。
- (3) 火災発見から消防通報まで時間がかかっているが、二次被害を考えるとすぐに通報すべきと思うがいかがか。
- (4) 再発防止のため、又、他施設にも影響を考えると防災計画の見直しをすべきだがいかがか。

| | |
|--------|---------|
| 一般質問通告 | 第7号 |
| 質問者 | 貴志信智 議員 |

(質問事項)

1 資源ごみの収集方法実施に向けた実証試験の実施について

(質問事項)

久喜宮代衛生組合は、廃棄物減量等推進審議会を開催し、資源ごみの集団回収への移行を視野に入れた実証試験実施に向け、取り組みを開始している。

- (1) 実証試験を実施するにあたって、試験の精度を担保するためにはモデル地区の選定方法が非常に重要となる。地域コミュニティの充実度、地域の高齢化率、また住宅の密集度などは、管内でも千差万別であり、実態を十分に反映し得るモデル地区の選定を行うことが必須と言える。要するに、モデル地区として成功しそうな自治会を行政主導で選定し(もしくは公募により)、そのケースを管内全域に当てはめることのないようにする必要がある。見解を伺う。
- (2) 実証試験の実施に際しては、集団回収に移行する場合のメリット、デメリット(リスク)を十分に住民に広報するべきである。見解を伺う。
- (3) 平成26年10月に環境省から「市町村はその区域内における一般廃棄物を最終処分が終了するまで適正な処理を確保しなければならない」との通知が出されている。これは同年1月28日に最高裁が出した判決に基づいている。集団回収への移行は国からの通知、最高裁の判決の趣旨に馴染まないのではないか。見解を伺う。
- (4) 久喜宮代衛生組合は近い将来解散する事が決定的である。一方で資源ごみの収集方法の変更が実施されたとすれば、今後長きにわたって住民に影響を与える。なぜ解散が決定的な今、長期に影響を与える事業を検討するのか。仮に事業がマイナスの成果を生んだ場合、その責任を組合は待つことは出来ない。実証試験の実施にあたっては、将来的に事業を引き継ぐ久喜市の意向を十分に汲むべきと考える。見解を伺う。